

卜辭における「伊水」に關する試論

——「伊尹」の呼稱からの考察——

阪谷昭弘

はじめに

一 「伊尹」の文獻における記載

殷王朝創業に重要な働きをしたとされる「伊尹」は、卜辭にも神格としてその名が習見する。「伊水の神、その水神を祀る祭祀者」（白川靜著作集 別卷『殷文札記』七十一頁）の神格化されたものと考えられ、その名も「伊水」から得たとされている。しかしながら、從來、卜辭においてはその「伊水」に比定されうる水名（地名）は特定されてはいなかった。一方、卜辭に見える「伊尹」については、時期によつてその呼稱が異なつており、第一期（賓組卜辭）・第二期においては「伊尹」^{〔イイ〕}・「伊尹」^{〔イイ〕}、第三期・第四期（歴組卜辭）においては「伊尹」^{〔イイ〕}と、それぞれ別の呼び方がなされている。拙論では、早い時期には「伊尹」が「伊尹」や「伊尹」と呼ばれていた事實を検討し、それを踏まえた上で、新たに「伊水」と考えられる文字を卜辭中に見いだす試みをおこなつた。『楚辭』「天問」、『呂氏春秋』「本味」などの説話に見られる「伊尹」の命名に深く結びついた「伊水」に比定できる水名（地名）を卜辭の上に認めようとする試みである。

「伊尹」に關する記事は多くの文獻に見いだすことができる。以下に、その代表的なものを、大きく二つに分けて列擧する。

湯王の重臣としての「伊尹」

公曰く、君奭、我聞く、在昔成湯既に命を受け、時に則ち伊尹のごとき有りて、皇天に格る。太甲に在りては、時に則ち保衡のごとき有り、太戊に在りては、時に則ち伊陟・臣扈のごとき有りて、上帝に格る。巫咸王家を父む。祖乙に在りては、時に則ち巫賢のごとき有り、武丁に在りては、時に則ち甘盤のごとき有り。

公曰く、君奭、我聞在昔成湯既受命、時則有若伊尹、格于皇天、在太甲、時則有若保衡、在太戊、時則有若伊陟・臣扈、格于上帝、巫咸父王家、在祖乙、時則有若巫賢、在武丁、時則有若甘盤

（『書』「君奭」）

これは、召公に對する周公の語であり、殷の各王にはそれぞれ賢臣が

いて王業を補佐したことを述べる。湯王の時にあつては、伊尹に大きな功績のあつたことが周公によつて語られている。また『史記』には、

伊尹、名は阿衡、阿衡湯に奸めんと欲するも由無し。乃ち有莘氏の媵臣と爲り、鼎俎を負ひ、滋味を以て湯に説き、王道に致る。或いは曰く、伊尹は處士。湯人をして之を聘迎せしむ。五たび反りて然る後、肯じて往きて湯に従ひ、素王及び九主の事を言ふ。

湯擧げて任ずるに國政を以てす。伊尹湯を去り夏に適く。既に有夏を醜みて、復た亳に歸す。

伊尹名阿衡、阿衡欲奸湯而無由、乃爲有莘氏媵臣、負鼎俎、以滋味説湯、致于王道、或曰、伊尹處士、湯使人聘迎之、五反然後肯往從湯、言素王及九主之事、湯擧任以國政、伊尹去湯適夏、既醜有夏、復歸于亳
〔史記〕「殷本紀」

といい、伊尹が有莘氏の媵臣として湯王に接近したこと、あるいは、處士であつた伊尹が湯王が鄭重に迎え入れて國政を任せたとなどが描かれている。ここに代表的なものとして取り擧げた『書』『史記』の記述は、湯王と伊尹との密接な繋がりを示すものである。

空桑説話に見える「伊尹」

有佚氏の女子桑を採り、嬰兒を空桑の中に得たり。之を其の君に獻ず。其の君、焯人をして之を養はしむ。其の然る所以を察するに、曰く、其の母、伊水の上に居りて、孕む。夢に神有り之に告げて曰く、白、水を出さば東のかたに走れ、顧みること母かれ、

と。明日、白を視るに水を出だす。其の鄰に告げて、東走すること十里、而して其の邑を顧みるに盡く水と爲り、身因りて化して空桑と爲る。故に之に命けて伊尹と曰ふ。此れ伊尹空桑に生まるの故なり。長じて賢、湯、伊尹を聞き、人をして之を有佚氏に請はしむ。有佚氏可とせず。伊尹も亦、湯に歸せんと欲す。湯、是に於て婦を取りて婚を爲さんと請ふ。有佚氏喜び、伊尹を以て媵と爲して女を送る。

有佚氏女子採桑、得嬰兒于空桑之中、獻之其君、其君令焯人養之、察其所以然、曰、其母居伊水之上、孕、夢有神告之曰、白出水而東走、母顧、明日、視白出水、告其鄰、東走十里、而顧其邑盡爲水、身因化爲空桑、故命之曰伊尹、此伊尹生空桑之故也、長而賢、湯聞伊尹、使人請之有佚氏、有佚氏不可、伊尹亦欲歸湯、湯於是請取婦爲婚、有佚氏喜、以伊尹爲媵送女
〔呂氏春秋〕「本味」

これは、伊尹の出生譚である。伊水の洪水から難を逃れた母が「空桑」となり、そこから伊尹が誕生し、その命名もこのことに因るといふ。さらに、長ずるに及んで湯王の知る所となり、有佚氏の女の媵臣として湯王に仕えたとされている。また、『楚辭』にも同様の説話を見出すことができる。

成湯東巡して、有莘に爰に極る。何ぞ彼の小臣を乞ひて、而して吉妃を是れ得たる。水濱の木、彼の小子を得たり。夫れ何ぞ之を惡みて、有莘の婦に媵せる。

成湯東巡、有莘爰極、何乞彼小臣、而吉妃是得、水濱之木、得

彼小子、夫何惡之、勝有莘之婦

〔楚辭〕「天問」

といい、洪興祖『補注』には「列子」「天瑞」の「伊尹生乎空桑」の注を引いて、この「水濱」を「伊水」のこととしている。

この他にも多数の「伊尹」に関する記述があり、それらのほとんどは、庖人などの卑賤な身分から身を起し、湯王の殷王朝創業に力を盡した重臣としての「伊尹」、そして空桑説話として「伊水」との関わりの中で語られる「伊尹」の二通りに大別できる^①。

卜辭において「伊尹」は「大乙(湯)」と同辭あるいは同版に見えるものがあり、「伊尹」と湯王との結びつきを現実のものとして確認することができる。ところが、「空桑説話」においては「伊尹」の名は「伊水」に因るといふ緊密な関係を持つにもかかわらず、卜辭の上には従来「伊水」に比定されるべき水名(地名)が見いだされてはいなかった。冒頭でも言及したように、拙論は、卜辭上の「伊尹」を考察することに於いて、「伊水」(あるいは「伊水」に臨む地)を表すと考えられる文字を卜辭中に認め、説話において「伊尹」と深い関わりをもつ「伊水」の存在を、卜辭の上で明らかにしようとするものである。

二 卜辭に見える「伊尹」の呼稱の相異

第一期(賓組)・第二期卜辭では、「伊尹」^②・「伊尹」^③・「伊尹」^④・「伊尹」^⑤ (圖版1のa・b・c)、第三期・第四期(歴組^⑥)においては「伊尹」^⑦・「伊尹」^⑧とされており(圖版1のd・e・f)、時期(組)によって、明らかに異なった呼稱が用いられている。このことから、「伊尹」と

「伊尹」とは別の神格であるという見解も存在する。例えば、唐蘭氏は、「伊尹」を「黃尹」と解釋し、

卜辭の伊尹(伊尹の別稱・筆者註)は夔・岳と同時に祭られているので、疑いなく必ず伊尹である。そうだとすれば、黃尹(黃尹の別稱・筆者註)は必ず黃尹であり、また即ち保衡、或いは阿衡であつて、伊尹と別人である。昔人が混亂して同一人としたのは間違ひである。

卜辭伊尹與夔岳同祭、必伊尹無疑、然則黃尹必是黃尹、亦即保衡或阿衡、與伊尹爲二人、昔人混而爲一、非也

〔天壤閣甲骨文存〕第三十六片考釋
といい、陳夢家氏も「伊尹」を「黃尹」ととらえ、「黃尹」は「伊尹」の子とし、別神格としている。

但し伊尹・黃尹は種種の場面でこのように平行の關係にあり、黃尹は伊尹の子であるかもしれないと疑うのはこのためである。

但伊尹・黃尹在種種方面是如此的平行、所以頗疑黃尹可能是伊尹之子
〔殷虛卜辭綜述〕三六四頁

さらに、齊文心氏は、

伊尹、黃尹を商朝諸臣の屬國の中央王朝への貢士制度において考察すれば、更にはつきりと、伊尹と黃尹とは確かに別人であるということが表明できるのである。

將伊尹、黃尹放在商朝諸臣屬國向中央王朝貢士的制度中去考察、可以更清楚地表明伊尹、黃尹確係二人

〔伊尹、黃尹爲二人辨析〕『英國所藏甲骨集』下編上册 一七七

頁所收)

と述べ、「伊」、「黃」はそれぞれ商王朝の屬國の名であり、「伊尹」と「黃尹」とはそれぞれの地の首領を表すものと考えている。

これに對して、「伊尹」と「伊尹」とは同一の神格であるとする見解には次のようなものがある。王國維氏は「伊」を「寅」として、

卜辭の人名にしばしば「寅尹」が現れる、古は「寅」の讀みは「伊」のようであった。故に陸法言の『切韻』では「寅」は「脂」
「眞」の二韻を兼ねており、『唐韻』以降もこれによつてゐる。これは「伊尹」をいうものであらう。

又卜辭人名中屢見「寅尹」、古讀「寅」亦如「伊」、故陸法言切韻
「寅」兼「脂」「眞」二韻、而唐韻以降仍之、疑亦謂伊尹也

〔古史新證〕第四章 商諸臣

とし、また、郭沫若氏は「伊」を「黃」と解釋した上で、

この「伊」の字は「黃」字であり、「衡」の假借である。「黃尹」とは阿衡のことであり、伊尹なのである。これが大甲と同時に卜されてゐることも伊尹であることの證據である。

此字即黃字、字乃假爲衡、黃尹即阿衡、伊尹也、此与大甲同
卜、亦爲伊尹之證 〔卜辭通纂〕第二三六片考釋

ととらえている。さらに、董作賓氏も「黃尹」と釋した上で、

舊派の受祭者は……祖妣のほかに、兼ねて先臣と山川社稷とを
祀る。例えば黃尹（文武丁の時に伊尹と改稱した）、咸戊と岳・
河・土など、これらは全て新派と異なるところである。

舊派的受祭者……祖妣之外、兼祀先臣和山川社稷、例如黃尹

（文武丁時則改稱伊尹）咸戊和岳・河・土等、這都是和新派不同之處 〔甲骨學六十年〕一一一頁

といい、第四期の文武丁期に「伊尹」と改めたのだと考えている。

拙論では、次に擧げる蔡哲茂氏の考察に従つて、後三者の「伊尹」と「伊尹」とは同一の神格だとする立場に據りつつ考察を進めてゆくこととする。蔡氏は「伊尹」と「伊尹」とは別の神格であるとした先述の齊氏の論文に對して、以下のごとく、簡潔に反論してゐるのである。

齊氏の提出した意見は、筆者を賛同させるものではない。その理由は本文で擧げたところに詳しいが、最も主要な一點は、もし伊尹と黃尹とが別人だとするならば、第一期卜辭において伊尹を祀らないということになつてしまひ、これはありえないことだ。

齊氏所提意見仍無法令筆者贊同、其理由詳見本文所舉、最主要的一點是如果伊尹・黃尹爲二人、第一期卜辭不可能不祭祀伊尹

〔殷卜辭「伊尹」考——兼論「伊尹」後記 中央研究院歷史語言研究所集刊 第五八一—四 一九八七年〕

商王朝建國の功臣とされ、既述のごとく古文獻にも多數その名を認めることができる「伊尹」が第一期の賓組卜辭において祀られないで、別の神格の名ばかりが現れると考へるのは非常に困難であり、蔡氏の反論は正鵠を射たものであると言わざるを得ない。従つて拙論でも「伊尹」と「伊尹」とを同一の神格とする立場で考察を進めてゆくこととする。

三 「𠄎」の解釋について

「𠄎尹」と「伊尹」とは同一の神格であるという立場で議論を進めるに當たり、「𠄎」字の解釋について諸家の説を確認し、「𠄎」字の示す所を明らかにしておきたい。

「𠄎」の解釋については、既に前節で觸れたように、「寅」とするものと「黃」とするものとの二通りの立場があつた。「寅」と解釋するのは、王國維(『古史新證』の說)・羅振玉・葉玉森・商承祚・島邦男などの各氏であり、「黃」とするのは王國維(『戩壽堂所藏殷虛文字』の說)・董作賓・王襄・郭沫若・陳夢家・唐蘭などの各氏である。

釋「寅」說

王國維 前節に既述

羅振玉 曰寅尹「𠄎」一 五一 「𠄎」一 五一 「𠄎」一

五二 貞之于寅尹 (『増訂殷虛書契考釋』上 人名第三)

葉玉森 「𠄎」一 羅振玉氏は寅尹に釋している。王國維氏は言う、卜辭の寅字は皆、矢に從っているが、人名の𠄎は皆大に從っている。おそらく寅字ではないであろう。𠄎字は確かに尹字である。王襄氏は𠄎の別構が𠄎であり、黃字の變體であろうとする。私が考えるに、卷三第六葉第三版の戊寅もまた戊𠄎に作っていて、𠄎に似ている。やはり寅と讀むべきである。卜辭には黃字は未見である。

黃に從う字は、例えば漢は𠄎・𠄎・𠄎につくっており、偏旁は金文と同じであつて、𠄎に作っているものはない。よつて、𠄎が黃字ではないことがわかる。また、次の一辭は「𠄎」に作っていて、確かに寅父のようである。寅尹と寅父とは別人であろう。あるいは寅父はまた寅尹と稱するか。

「𠄎」一 羅振玉氏釋寅尹 王國維氏曰卜辭寅字皆从矢、而人名之𠄎皆从大、疑非寅字也、𠄎埆是尹字 王襄氏疑𠄎之別構𠄎爲黃之變體 森按卷三第六葉第三版之戊寅亦作戊𠄎、似𠄎仍可讀寅、卜辭未見黃字、從黃之字、如漢作𠄎、其偏旁與金文同、無作𠄎者、則𠄎非黃可知、又下一辭作「𠄎」、似埆爲寅父、疑寅尹寅父爲二人、或寅父亦稱寅尹也

商承祚 寅 𠄎卷一第五十一葉、𠄎同上、𠄎第五十二葉 (『殷虛文字類編』第十四 一五葉)

島邦男 金文に於いては「黃」は黃・𠄎・𠄎・𠄎に作られてゐて、卜辭の𠄎・𠄎は之に從つて居り、又「寅」は𠄎・𠄎・𠄎に作られてゐて、卜辭の𠄎・𠄎は之と同字であり、而して卜辭の干支の「寅」字は例へば 丙𠄎・丙𠄎・丙𠄎・甲𠄎・戊𠄎に作られてゐて、𠄎の𠄎・𠄎・𠄎と一字であるから𠄎は「寅」に釋すべきである。

(『殷墟卜辭研究』二四八頁)

釋「黃」說

王國維

𠄎、羅參事は寅父と釋す。だが、卜辭の寅字は皆、矢に從い、人名の𠄎尹は皆、大に從つてゐる。おそらく寅字ではないであろう。𠄎は確かに尹字である。

𠄎、羅參事釋寅父、然卜辭寅字皆从矢、而人名之𠄎尹皆从大、疑非寅字也、𠄎確是尹字

〔獸壽堂所藏殷虛文字〕九・九

董作賓

祖甲の時には、先臣は祀典に入っていない。「扶」の卜辭には咸戊が見える。咸戊は武丁の祀典中に常に見えるものである。他辭中の伊尹はすなわち武丁時の黃尹である。

祖甲時先臣不入祀典、扶的卜辭有咸戊、咸戊是武丁的祀典中所常見の、他辭中の伊尹、就是武丁時的黃尹

〔殷虛文字乙編自序〕一四頁

王襄

十六 貞于𠄎尹 𠄎疑黃之省文⁴

〔董室殷契徵文考釋〕人名 三葉

郭沫若

黃尹とはすなわち阿衡伊尹である。ある人は阿衡と伊尹とは別人であると説く。『書』「君奭」は伊尹を成湯に屬せしめて、保衡を大甲に屬せしめてゐるのを證據としてゐる。だが、「商頌」の「長發」に「允なり天子、卿士を降し予ふ、實に維れ阿衡、實に商王を左右す」とあり、これが述べられたのは成湯が夏を伐つた時のことであるから、(阿衡は)伊尹でなければならず、舊説が同一人と

しているのを、おそらくは易えることができないであろう。

黃尹余謂即阿衡伊尹、或說阿衡与伊尹乃二人、書君奭以伊尹隸于成湯、以保衡隸于大甲爲証、然商頌長發「久也天子、降予卿士、實維阿衡、實左右商王」叙在成湯伐夏之次、則又非伊尹莫屬、舊説爲一人、恐仍不能易

〔殷契粹編考釋〕三三葉 第一九八片

陳夢家 前節に既述 唐蘭 前節に既述

以上のように、「𠄎尹」に關して「寅尹」、「黃尹」二通りに釋する考え方がある。

「寅」、「黃」いずれに釋すべきかを考察するに當たり、ここで干支を表す「寅」字について考えてみたい。干支の「寅」字は、第五期に至つて變化を見せたが、それまでの時期には「𠄎」字が使われている。第五期における干支の「寅」字は實に多樣であり(圖版2)、それまでの時期とは大きく異なる⁵。この「𠄎」字について、郭氏は、

要するに、「寅」字の最古のものは矢の形、弓矢の形、或いは矢を奉ずる形であり、引射と同意である。

要之、寅字之最古者爲矢形・弓矢形或奉矢形、與引射同意。

〔甲骨文字研究〕釋干支

という。また、于省吾氏は、
甲骨文早期の干支の寅字はみな𠄎に作る。すなわち古の矢の字である。後、一變して𠄎となり、再び變化して𠄎となつ

た。……つまり、寅字の初文は、弓矢の矢字を借用したものである、……古音では矢と寅とは雙聲であつた……。

甲骨文早期干支的寅字均作、即古矢字。後來一變爲、再變爲。……總之、寅字的初文、係借用弓矢的矢字、……古音矢與寅雙聲……。

〔『甲骨文字釋林』四四五頁 附錄「釋古文字中附劃因聲指事字的一例」〕

とし、郭氏と同様に「矢」字を「寅」字の最古のものと考え、音についても仮借の關係にあつたとする。羅振玉、王襄の各氏も干支に關してではないが、「」字を「象鑄幹枯之形」、「古矢字」としており、「射」の字形「」に含まれる部分を見ても、明らかに「」は「矢」字である。

さらに、「矢」・「寅」・「黃」の三字についての見解をみてみたい。姚孝遂氏は、

契文の「矢」、「寅」、「黃」は元來、源が同じである。それぞれ用いられ方によつて、だんだんと分化してきたのである。

矢   
寅     
黃     

「矢」、「寅」、「黃」の諸形は、もともと繋がりがあり、また區別がある。要するにみな矢の形から衍化して出てきたものである。晚期卜辭では「矢」はに作り、「寅」はに作り、「黃」はに作り、區別は非常に嚴密である。金文の「黃」字は、すなわ

ち形の譌變したものである。郭沫若が佩珩の形に象るとしたその説は正しくない。佩珩の制度は、周初の金文ですら見るに及ばないものである。その上、契文の「黃」字は明らかに矢の字に從っている。金文が「黃」に借りて「珩」としたのは、疑うことができないのである。

契文「矢」、「寅」、「黃」本同源。以用各有當、漸致分化。
(表)

「矢」、「寅」、「黃」諸形、既有聯繫、復有區別、要皆自矢形衍化而出。晚期卜辭則「矢」作、「寅」作、「黃」作、區別甚嚴。金文「黃」字、乃形之譌變。郭沫若以爲象佩珩之形、其說非是。佩珩之制、周初金文猶未及見。且契文「黃」字分明从矢、金文借「黃」爲「珩」、當無可疑。

〔『甲骨文字詁林』第三冊 二五三七頁「黃」字條按語〕
といい、「矢」、「寅」、「黃」の三字は「矢」がその初文で「寅」、「黃」はその衍化したものにとらえている。郭氏や于氏も「矢」と「寅」との關係を述べていたが、ここでは「黃」字についてもその關係を拈上げてとらえようとしている。ただ、干支の「寅」にも第五期にはに作るものがあり(圖版2)、各字の區別が嚴密であるとするのは當たらな

い。
筆者は、右に擧げたように干支の「寅」字が「矢」形に從っていることに着目して、「尹」を葉氏・島氏の説である「寅尹」、そしてさらに初文のままの「矢尹」ととらえられると考える。「」形は第五期に至るまで、一貫して干支の「寅」として使われ

ていた(當然、「寅」の韻で意識されていたと考えられる)。第一期賓組卜辭に習見の「𠄎尹」の「𠄎」字は、この干支としての「𠄎」字と區別するために「矢」字の下部が變化したものと考えられる。第五期には「寅」字(第五期より前における「𠄎」字)が實に多様な形に作られており(圖版2)、その中には「𠄎」形や「𠄎」形のものがあり、第一期における「伊尹」を表す文字も同様の「𠄎」形や「𠄎」形に作られ得る可能性は十分にあつたであろう。

また、「矢」形でそのまま「𠄎」と表しているものもあり(圖版3「合三〇九七」・「合三〇九八」)、この字形は「𠄎尹」の成り立ちの過程を示唆しているものと見ることができよう。

王國維氏や郭沫若氏の指摘によれば、干支の「寅」字形は第五期には「𠄎」・「𠄎」に作られ(「矢」に従う)、「𠄎尹」の場合ほとんどが「𠄎」・「𠄎」に作られている(「大」Ⅱ人形に従う)という違いが認められる。「矢」、「大」いずれに従っているのか明確な識別が困難な字形もあるが、ほとんどの字形については指摘通りと考えられる。この表現の相異の理由は、「伊尹」はあくまでも祭祀の対象であり、卜辭に現れる「人格神」として意識されていたからであろうと考えられる。大乙(湯王)とともに、商王朝の創業に力を盡した人物として祀られているのである。^⑧

そうして、「𠄎尹」を「寅尹」あるいは「矢尹」ととらえることによつて、以下に見るように、卜辭中の「伊水」と考えられる地名が浮かび上がってくるのである。

四 「𠄎」・「𠄎」と「𠄎尹」について

第五期卜辭に見える「𠄎」・「𠄎」は、王の田獵地である。圖版(5)「合三七四五九」は、王が「𠄎」に獵することを卜したもので、その時、獲物として「麋」を十八頭とらえたことを記したものである。また、圖版(6)「合三六五九〇」も、王が「𠄎」に往くときに災いがないかどうかを卜したものである。

この「𠄎」の地とはどこに位置するのかわかるために、同版関係にあるその他の地名を見る。圖版(7)「合三七五四二」では「𠄎」において「衣」で獵することを卜し、後日(干支不明)、「𠄎」においても同じく「衣」で獵することを再び卜している。「衣」とは、陳氏が郭氏・王氏の説を引いて(『殷虚卜辭綜述』二五九頁)、「沁水經に據ると、殷城は懷縣の南に在り、沁水は兩地を分ける。殷は水南に在つて懷は水北に在る。この殷城は即ち卜辭の衣である(據沁水經殷城在懷縣之南、沁水分隔兩地、殷在水南而懷在水北。此殷城即卜辭之衣。)」とする「河南沁陽附近」の田獵地であると考えられる。周原甲骨文(H一・一三)(圖版8)にも「殷」を表す文字として見えている「衣」はこの周邊をさすものとされている(地圖參照)。^⑨

圖版(9)「合三七四五二」は、王が「召」へ向かい、その三日後に「𠄎」で田獵をすることを卜した一版である。また、圖版(10)「合三七四九五」でも王が「召」へ行き、その十三日後に「𠄎」で獵することを卜している。「召」についても、陳氏は郭氏の説(『卜辭通纂』第六一五片)を引いて「今垣曲縣東部源鎮、即古之召」と位置を特定

しており(地圖参照)、白川靜先生も「召は殷にとつては元來異種化外の地であり、従つてその族は召方とよばれてゐた。その地域は、召に關係ある地名から推して、北は河東垣縣の邵亭・邵城、東は河内雍城の東にあたる召城、また南して河南鄆城の東三十五里の召陵、南は南陽道の南召を含む範圍にわたつてゐたものと思はれる。すなはち、今の河南西半は、北は河水を狭み、南は伏牛を超える地域の大部分が、召方の支配するところであつた」「召の地望が大河に沿ふ區域であつた」(「召方考」『甲骨金文學論叢』二集 一九五五年)、また「殷王の狩獵の地に盟とよばれる地があり、周初の召氏の器はみな盟の字を用いている。盟は河内の地であろうが、その地はもと召氏の領有であつたのであろう。おそらく殷がその地を支配するに及んで、召氏は伊洛の南に退き、そこに根據するに至つたものと思はれる。」(『甲骨文の世界』一七二頁)とされる地である。

また、圖版(11)「屯南二七三九」には「𠄎」で田獵し、その四日後に「𠄎」で再び田獵することを卜している。この「𠄎」はまた、「向」や「喪(噩)」などの地と同版關係にあり、これらの地は「小屯南地甲骨」『釋文編』によれば「沁陽田獵區」に屬する地とされるものであり、すべて「衣」に近い地區であることが知られる。

陳夢家氏はこれらの田獵地區の範圍を、

これは太行山、沁水と黄河との間にあり、東西が150km、南北が50km、その地は山麓と藪澤の間にある。殷城はその中にあり、南限は偃師の西毫で、殷王の都した邢丘と傲も、ともにこの中にあり、田獵が及んだ召にもまた宗廟があつた。東北は朝歌と隔たる

こと遠くない。

是在太行山沁水與黄河之間、東西150公里、南北50公里、地處山麓與藪澤之間。殷城在其中、南界偃師之西毫、而殷王所都之邢丘與傲、均在區中、田獵所及之召亦有宗廟。東北距朝歌不遠。

(『殷虛卜辭綜述』二六二頁)

と考へ、偃師を南限とした地區ととらえている。

圖版(12)「合三七五三三」は「高」の地にあつて、「衣」での田獵に災いがないかを卜した辭である。この卜辭の「高」の地について、陳氏は「左傳」に見える「鄆山」に比定して、

この卜辭は高にいて王が衣に田獵するのを貞うている。すなわち、高・衣は必ず近くにあるはずだ。左傳宣公十二年に「晉師敖鄆の間に在り」といい、その杜注には「敖・鄆の二山は滎陽縣の西北に在り」という。今の滎澤縣の境であり、大河はその西北に位置する。

此是在高貞王田衣、則高・衣必相近。左傳宣十二年「晉師在敖鄆之間」、杜注云「敖・鄆二山在滎陽縣西北」、今滎澤縣境、大河在其西北
(『殷虛卜辭綜述』二六一頁)

と考へている。「高」の地において「衣」で田獵することを貞うこの卜辭は、さきに擧げた「𠄎」の地において「衣」で田獵することを貞い、また「𠄎」の地において「衣」で田獵することを貞う卜辭(圖版7「合三七五四一」と同種のものといえる。「高」が黄河の南の地であるとする陳氏の説に沿うならば、「𠄎」も同じく黄河の南の地と考へることも十分に可能であらう。

ここで、「𠄎」が黄河の南に位置するという前提に立つてみたい。

「𠄎」の地は「衣」に近い地であること、またこの「𠄎」字は「水」と「矢」との形聲字であること、この二點に注目して、これまでの議論を踏まえると、以下のように考えを推し進めることができよう。

「伊尹」の初期の呼稱である「𠄎尹」の「𠄎」字は基本的に「矢」に従うものであり、これが「伊尹」へと變化していった。同様に、聲符としての「矢」をそのうちに含む「𠄎」は、後に「伊水」へと變化する前の、殷代における「伊水」の卜辭の上での呼稱の可能性があると考えられるのである。「𠄎尹」が「伊尹」へと變化していったのと同じく、「𠄎」（洑||矢水、あるいは、演||寅水）が「伊水」へと變化していったということである。

田獵の具體的な地望としては、「伊水」が「洛水」に合流する地點（偃師とは至近距離）あたりが考えられるのではないだろうか。

「伊尹」は祭祀卜辭に習見しており、盛んに祀られていたことがわかる。第一期賓組卜辭では（少數の第二期卜辭でも）「𠄎尹」とされ、第三期・第四期（歴組卜辭）では「伊尹」と呼ばれていたことは既に述べた。この變化は、時期的要因（貞人の入れ替わりなど）、あるいは占卜機關の相異などによるものであると考えられ、いずれにしても變化の生じやすい状況下で變化したということができる。一方、「𠄎」は地名であるが故に變化が起りにくかったのではなからうか。大きな人工的な力（政治的な力など）が働かない限り地名が大きく變化することは考えにくいと思われるからである。

金文資料として「𠄎伯殷」¹³（『殷周金文集成』二五七三・三代吉金文

存」卷八 一三葉）という器があり、これは『集成』の解説によれば「流傳」品（傳世品）であり、西周晩期に屬するものとされている。

この銘文の「𠄎」とこれまで見てきた「𠄎」（||「伊水」）との關係は不明であるが、もし同一地をさすものであれば、卜辭に見える「𠄎」地は、西周晩期までその名をとどめていたことになる。

五 「寅」・「矢」と「伊」の通用について

韻の通用、變化についても證左となりうるので参考として考えておきたい。

「寅」字の韻は眞部、「伊」字は脂部にそれぞれ屬し、陰陽對轉の關係にある字であり、「寅尹」から「伊尹」への變化を跡づけることができる。¹⁴

また、「矢」字と「伊」字に關しては、次の諸例を擧げることができ¹⁵。

『莊子』「人間世」の「夫愛馬者、以筐盛矢」に對して『經典釋文』には「矢或作屎」とし、同じく「知北遊」の「曰、何其愈甚邪、曰、在屎溺」に對し、盧文弨は「屎、尸旨反、舊詩旨反、本或作矢」としている。また、『史記』「廉頗藺相如列傳」の「廉將軍雖老、尚善飯、然與臣坐、頃之三遺矢矣」の「索隱」には「謂數起便也、矢、一作屎」といい、「矢」と「屎」とが通用していることがわかる。

一方、『詩經』「大雅」「板」第五章の「民之方殿屎」を、『說文解字』「唸」字條には「詩曰、民之方唸屎」に作っていて、「伊」・「伊」は同音（脂部、於夷切¹⁶）である。

つまり、「矢」字は「屎」字を通して「伊」字と通用すると考えられる。「伊尹」を「矢尹」と解した場合にも、「伊尹」へと繋がるのである。

六 まとめ

湯王の商王朝創業において大きな役割を果たしたとされる「伊尹」は、卜辭の上では「伊尹」、後に「伊尹」と表され、「伊水」の洪水によつてその母の化した「空桑」から生まれたとする説話を持ち、また、元來は「伊水の神、その水神を祀る祭祀者」ともされる、卜辭では種々の祭祀の對象となつている神格である。「伊尹」の名は、この「伊水」と密接に結びついているものであると考えられるが、卜辭の上では從來、「伊水」そのものを見出し得なかつた。

拙論では、「伊尹」のより早い呼稱である「伊尹」の「伊」字に着目することにより、第五期の田獵卜辭中に見える「伊」の地が古の「伊水」に臨む地だったのでなからうかと考えた。これまで、卜辭の上で「伊水」に比定すべき文字についての議論がなかつたようであるが、「伊」が「伊水」を表していると考えられるならば、説話に見えるように「伊尹」がその名を得た「伊水」の存在を、卜辭そのものの上にも確認することができたといえる。

註

(1) 「伊尹」については、他に『墨子』「尚賢上」に「湯擧伊尹於庖厨之中」、「尚賢中」に「伊摯、有莘氏女之私臣、親爲庖人、湯得之、擧以爲己相、與接天下之政、治天下之民」、「尚賢下」に「昔伊尹爲莘氏女

師僕、使爲庖人、湯得而擧之、立爲三公、使接天下之政、治天下之民」という。その他、『莊子』「庚桑楚」、「韓非子」『難言』、『呂氏春秋』「具備」・「求人」、「淮南子」『汜論訓』・「脩務訓」などの諸書にも見える。また、『孟子』「萬章上」には「萬章問曰、人有言伊尹以割烹要湯、有諸、孟子曰、否、不然、伊尹耕於有莘之野、而樂堯舜之道焉」とあり、ここでは、「伊尹」は「庖人」や「媵臣」ではなく、有莘の野に耕す「處士」として描かれていると考えられ（陳奇猷氏はこの『孟子』の表現を「處士」をいうものにとらえている（『伊尹の出身及其姓名』『中華文史論叢』一九八一年 三輯）、これは『殷本紀』の「或曰」として描かれている「處士」と通ずるものであろう。『空桑説話』については、『天問』王逸注、『論衡』「吉驗」、「水經注」『伊水』に見える。

(2) 「歷組」卜辭については、周知のように第一期説と、第四期説とが行われていて未だその決着を見ない。第一期説の場合でも、武帝晚期から第二期にかかる時期が「歷組」の時期とされており、「伊尹」の呼稱が元來のものであると考えることができよう。

(3) 王族卜辭、多子族卜辭には「伊尹」につくられているものが四例、「伊尹」につくられているものが一例ある。この類の卜辭についてもまた周知のように、その卜辭の屬する時期については、第一期武丁期に屬するというものと、第四期文武丁期に屬する説とがある。が、『第二區二六坑において王族卜辭多子族卜辭が一期のみでなく二期早期卜辭とも混じて出土することは、この類卜辭が二期に下り、最下限は三期にも下る可能性があることを示唆している」と見られる（『甲骨斷代研究法の再検討』貝塚茂樹・伊藤道治『東方學報二三』一九五三年）とされるように、武丁期に屬するとしても、その遅い段階のものと考えることができよう。また、同論文には王族卜辭・多子族卜辭は、實組卜辭などとは「占卜機關」を異にした卜辭であるという見解も示されている。主流である實組卜辭において「伊尹」とされ、非主流である王族卜辭・多子族卜辭において「伊尹」とされているのだと考えれば、やはり元來は「伊尹」と呼ばれていたとするのが妥当であろう。

- (4) ただし、「𠄎」字に關しては考釋が留保されている。
- (5) 第一期から第四期までの干支の「寅」は、第五期の多様な形とは一線を画しており、ほとんど例外なく「𠄎」字が用いられている。
- (6) 羅振玉氏『增訂殷虛書契考釋』(中 四十四葉)、王襄氏『簞室殷契類纂』(正編 二十六葉)に見える。また、『甲骨文字典』(徐中舒主編 四川辭書出版社 一九八九年)「寅」字條の解説には、「……郭沫若は甲骨文の寅字は𠄎もしくは𠄎に作り、これらは、ひとしく矢あるいは弓矢の形にかたどるものである、と。郭説は是に近いであろう。ただ、𠄎が弓矢にかたどるというのはいふまでもない。甲骨文の弓字は𠄎に作っており、すべて弓の形にかたどっている。それなのに𠄎が従う□の形とははなはだしく異なっている。ゆえに、弓であるはずはない。朱芳圃は言う、甲骨文の晩期には𠄎に作り、□は、附加の形符であり、兵器の矢と區別したのである、と。朱説は従うべきであろう。また、矢に従い、𠄎に従って、𠄎の形に作っているものがある。郭沫若は言う、雙手で矢を奉ずる形であると。これを詳細に調べてみると、𠄎は□の譌のようである。金文が𠄎や𠄎などの形に作っているのは皆、甲骨文のこの形にもとづいているのである」としている。
- 「……郭沫若謂甲骨文寅字作𠄎若𠄎、均象矢若弓矢形、按郭説近是、惟謂𠄎象弓矢則可商、甲骨文弓字作𠄎𠄎等形、均象弓形、而𠄎所從之□與形相去甚遠、故不應是弓、朱芳圃謂 甲骨文晩期作𠄎、□爲附加之形符、以別於兵器之矢、按朱説可從、又有從矢從𠄎作𠄎形者、郭沫若謂、象雙手捧矢形、細審之、𠄎似爲□之譌、金文作𠄎、𠄎等形者、皆本甲骨文此形(一五八五頁)」
- (7) 「𠄎」字が干支ではなくて、單獨で用いられている例はほとんど見えず、各時期を通じて十例程度見いだせるだけである。
- (8) 色の意味で使われている「黃」字も卜辭中には見いだすことができる(圖版4)。そのすべてが「黃牛」をいう場合であり、牛の色を表すものだと考えられる。ここには「𠄎(𠄎)」「𠄎(𠄎)」兩字が使われていて、下部の形が若干異なる。第五期の字形には明らかに「矢」字の形に作られているものがあり、これは、郭氏などが「黃」字を「佩玉の人形」としているのとは異なるものであり、この場合は「黃」字であるが、この「黃」字においても「矢」に従うもの、「人形」に従うものの兩形を認めることができる。
- (9) 徐錫臺氏は「衣王」の二字は殷墟卜辭中には未だに見いだされないものであり、これは周人の商王に對する蔑視の稱號である(『衣王』二字在殷墟卜辭裏從未出現過、是周人蔑視商王之稱)、『周原甲骨文綜述』(一四頁)としている。また、『禮記』「中庸」に「武王纘大王・王季・文王之緒、壹戎衣而有天下」といい、鄭注に「衣讀如殷、聲之誤也」とするが、陳氏によれば、これは周側の殷(商)に對する古い稱號(一種の蔑稱)の名殘と考えられる。陳氏は「衣は卜辭中の一つの小地名であり、殷王の畋獵地である。周人は商のことを衣と稱したり、殷と稱したりするが、おそらく敵愾心からくるものである(衣是卜辭中の一個小地名、是殷王畋獵的地方。周人稱商爲衣、爲殷、大約出於敵愾)」(『殷虛卜辭綜述』二六三・四頁)という。
- (10) 松丸道雄氏(『殷墟卜辭中の田獵地について』『東洋文化研究所紀要』第三十一冊 一九六三年)、や李學勤氏(『殷代地理簡論』科學出版社 一九五九年)は、これら一聯の卜辭の「衣」を地名としては認めていない。松丸氏は、他の田獵卜辭と比較した上で、「衣」字下に多く見いだせる「逐」字と併せて讀むべきで、「衣逐」という一種の獵の方法を表しているのだとしている。また、李氏も同じく「衣逐」を獵法とし、「衣」を「殷」と訓んだ上で「同」あるいは「合」の意にとつて、「衣逐は即ち合逐の意なり」ととらえている。兩者とも見るべき所のある議論であるが、「逐」を單獨で、「衣」における田獵の方法と見ることも可能であるし、「田下衣上に田獵地を記している場合の衣字を讀み下しえない」とされるが、「衣」と他の田獵地とで狩獵することを同時に卜したものととらえることは不可能ではないであろう(例えば、圖版12は「𠄎」と「衣」で田獵することを同時に卜したものと考へ得る)。李氏は「衣」を地名とは考へていないが、松丸氏とは異なり、「沁陽田獵區」についてはそのおおよその範圍を諸家と同様にとらえている。假に松丸・李兩氏の言うように「衣」が地名を表すものでな

くても、註(12)でも言及するように、殷にとつて重要な意味をもつこれらの田獵區の位置はやはり、陳氏の限定した範圍である「沁陽」附近でなければならぬと考へる。

(11) 圖版(11)「屯南二七三九」の「釋文編」では、「𡗗」と「𡗘」とにおける畋獵が、同じ「壬」の日に行われているとらえているようであるが、卜辭の位置關係から見ても必ずしも同日とすることはできず、他の卜辭例から見ても、「𡗘」での畋獵の日と「𡗗」でのそれとの間に「𡗗」を位置づけることも十分に可能である。つまり、「𡗗」と「𡗘」とは鄰近した地である必要はないと考へられる。

(12) 松丸氏は先の論考の中で、「沁陽田獵區」を認めず、これらの田獵區地(松丸氏は百餘りとする)はすべて殷墟を中心とした最大半徑二十キロメートルの極めて「狹隘な地域」であるとしてらえている。氏は卜辭に現れる田獵地間の干支からそれぞれの距離(日程)を表にした上で、「多數の點のうち、任意の二點間の距離がすべて1またはそれ以下である場合、それらすべての點を含むような半徑 $1/\sqrt{3}$ の圓を描くことができる」といい、「第二期以降の田獵卜辭にみられる一二地の少なくとも大多數は、ある一地を中心として、半徑半日程の圓内に散在したものである」とされる。この數式自體は無論正しいものであるが、氏は中心を置くことを大前提として考へるため、半徑にとられてしまうことになる。つまり、「任意の二點間の距離がすべて1またはそれ以下である場合」とは「一邊の長さが1の正三角形に外接する圓内」を考へればよいのであつて、卜辭の田獵地はこの圓内に散在しているものと單純に考へることはできても、ある中心を考へる必然性をこの數式から導き出すことはできない。氏のイメージは、田獵卜辭に見える干支ごとに王が殷墟から出発し、田獵を終えてその日の内に殷墟に還つてくる、というものであるが、必ずしも一日の内に往復する必要はない。つまり、卜辭の「往來亡災」の「往來」とは、殷墟からの「往來」と考へる必要はなく、連續して獵地をわたり歩くときのこと、あるいはそれぞれの宿营地から實際に田獵する現場までのことをいふものにとらえるのである。あるいは單に田獵中の行動の無

事を祈るものと考へることもできよう。また、「沁陽田獵區」附近の地は殷王朝の創業期から重要な役割を果たしてきた地である。例えば、「おそらく殷は、まずこの偃師の地に進出して河・岳の祭祀權を掌握し、その支配を確立するとともに、のち退いて鄭州に大都城を建設したのであろう。こうして河・岳の祭祀權を奪取し、農耕儀禮の上に最も重要な聖地を支配することによって、殷は王朝としての名實を整えてゆくのである」(『甲骨文の世界』七〇頁)とされるように、殷の最初期から一貫してこれらの地は王朝の基盤をなすものであつた。従つて、この田獵地區において田獵を行うことは、殷王にとつて大きな意義を持つものであり、また第五期には西方の勢力への牽制にもなつたのではなからうか。

(13) 圖版(13)は『三代吉金文存』に見える「𠄎伯段」の銘文である。

(14) 王力「上古韻部及常用字歸部表」(『古代漢語』(附録三))に據れば「寅」は「二十、眞部」に、「伊」は「十八、脂部」に、それぞれ屬している。また『同源字典』に據れば、「眞部」「脂部」はともに乙類の縦同列に屬しており、「同類同直行者爲對轉」といい、ここでは「脂眞對轉」(例として「比」と「頻」とが擧げられる)であつて、所謂「陰陽對轉」の關係に當たる字である。

(15) 張儒・劉毓慶『漢字通用聲素研究』(山西古籍出版社 二〇〇二年) 七八七頁。

(16) 大徐本・小徐本ともに「詩曰、民之方唵^𠄎」に作られているが、「𠄎」字條の段注には「依詩爾雅音義五經文字云、屎、說文作𠄎、然則今本說文作𠄎者、俗人妄改也」といい、また、『說文解字通訓定聲』の「𠄎」字條にも、「或曰从尸誤字、當从尹、伊省聲、字亦作𠄎、字林、𠄎、内悲也、唵𠄎者、猶吟呻也」とあり、これに従う。

(17) 「伊」「𠄎」「𠄎」はともに『集韻』(平聲、脂第六)に見え、「於夷切」である。

(18) 陳奇猷氏は、「伊尹得姓也是如此」として『呂氏春秋』「本味」篇の「空桑說話」を引き、その後「伊尹が姓を得た神話はまさに殷の契が子姓を得た話と類似している(伊尹得姓的神話正與殷契得姓子氏相類

卜辭における「伊水」に関する試論

似」と述べ、殷の契が玄鳥の卵(子)を呑んだ母から産まれて子姓を得たのと同様だとしている。(注(1)の引用論文に同じ)

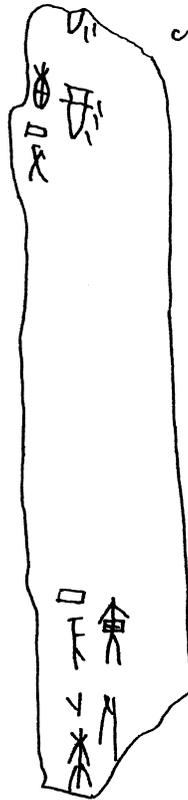
引用著録略號 合……『甲骨文合集』屯南……『小屯南地甲骨』

周原……『周原甲骨文』(曹璋 編著 世界圖書出版社二〇

〇二年)



合 27657



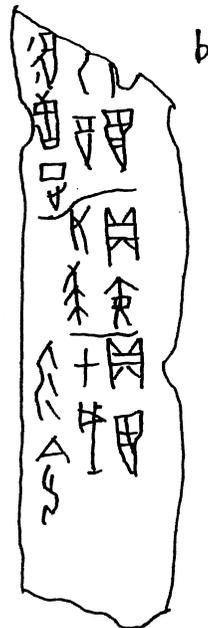
合 3475



合 10079



合 33282



合 1303



屯南 3033

圖版 1



合 36994



合 36995



合 36998



合 14315



合 36993



合 36996

圖版 4



合 37459

圖版 5

38005	38002	38001 反	38001 正

38057	38038	38014	38010

38080	38077	38076	38074

37995	35710	35696	35655

38106	38018	37999	37997

補 11539	38114	補 11505	38109

圖版 2

番号のみのものは全て『合集』の番号
補は『甲骨文合集補編』の番号



合 3098



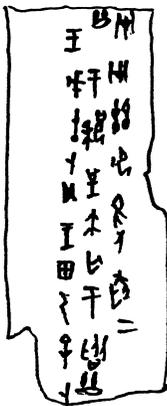
合 3097

圖版 3

卜辭における「伊水」に関する試論



合 37452
圖版 9



合 37495
圖版10



合 37541
圖版 7



合 36590
圖版 6



周原 H11·3
圖版 8

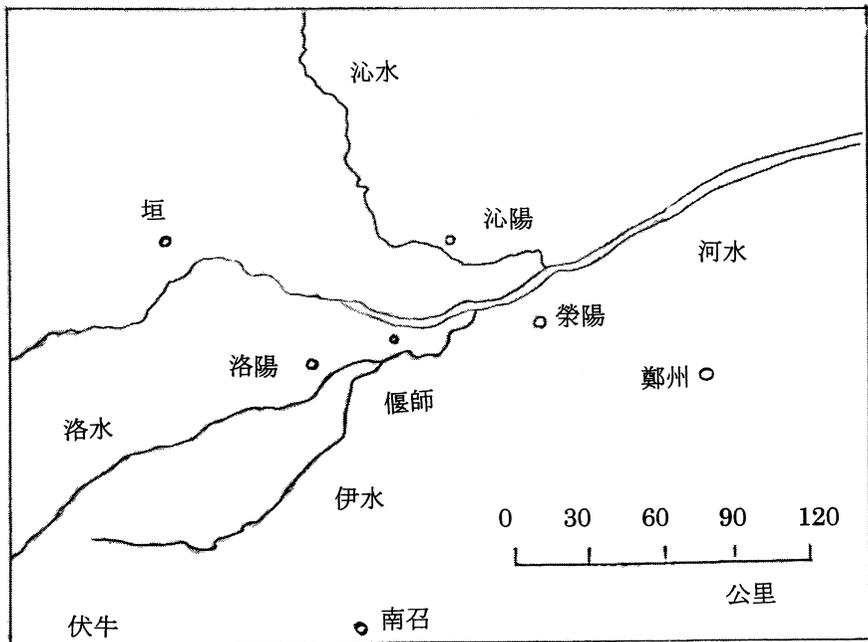


圖版13



合 37533

圖版12



地圖

(中國歷史地圖集 第一冊 譚其驤主編 地圖出版社 1982年を参考に筆者が作圖)